告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十四号

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

境課及び埼玉県川越県土整備事務所におい その関係図面は、 平成三十年十月二十六日から三十日 て一般の縦覧に供する。 間 埼玉県県土整備部道路環

平成三十年十月二十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

新	lβ	旧 新 別
月一五一一番一地先まで	からい から	区間
一五・〇〇~ 一七・八〇	九・〇〇~	(メートル)敷地の幅員
一 五 七 · 四 〇		(メートル)延長
事業による。		備考